

情 個 審 答 申 第 2 号
平成24年2月24日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年9月21日付け駅整発第722号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市事業主・熊本駅西土地地区画整理事業18.1haの該当地区内に、民間企業が400台収容の立体駐車場を新設・施行中である。この事に関連する文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

- 文書等の件名 1 熊本市環境基本条例に関連して
- (1) この民間事業主との間で、熊本市は熊本市環境基本条例理念に基づき、どのような話し合い・調整・法令・県条例等の責務説明責任を果たしたのか？等のわかる日時・場所・両出席者名・議事録質疑応答等のわかる資料一式
 - (2) この民間事業者が、自己の責任と負担で必要な措置を講じた・計画中・等のわかる資料一式等
 - (3) この民間事業者が400台収容立体駐車場新設に伴う環境影響調査調書の提出を受けた調書（熊本県提出届出書の内容にある騒音影響調書）
- 2 熊本市公共事業環境配慮指針（2009年10月1日施行）の中の、環境配慮技術 23. 交通網の整備により交通量の分散化、交通量の円滑化を図る。に関連して。
- (1) この400台立体駐車場新設の位置は、小売店舗用駐車場出入り口の北側には、一戸建て住宅地・春日クリニック病院等が隣接し、南側には、春日第二団地93戸住民居住地域である。幹線・田崎春日線、幹線・西口線、幹線・熊本駅南線、そして幹線・春

日池線幅員 30m 4 車線 一日交通量 25,000 台通過大部分駅前進入、の予測の中で、どの様な分散化を図り・大気汚染環境負荷の低減を図るのか、のわかる具体的車の動線・誘導分散のわかる資料図等

(2) この民間事業主が、小売り店舗を営業するとの事であるが、この物流拠点施設と幹線道路との接続をどのようにして、輸送効率の向上を図るのか等の具体的図式等

(3) 400 台立体駐車場への流出入の複雑化で、駐車場への流出入の円滑化を図るとのことであるが、具体的図式等

(4) 駐車場の適正配置、迅速誘導の案内板の設置とあるが、どの地点・どの位置等に設置するのか？等のわかる資料図式等

3 熊本市公共事業環境配慮指針の中の環境配慮技術 25. 周辺への大気汚染や騒音による影響を低減する。に関連して。

(1) 緩衝緑地帯をどの様に配置する計画なのか？のわかる資料図式等

(2) 400 台収容立体駐車場施設や車の洪水氾濫の進入進出道路沿道では、環境緑地帯を設けて大気汚染の防止や騒音の低減を図る為、どの様な地域・位置に環境緑地帯を設置するのかわかる資料図式等

(3) 低騒音型室外機等を設置した熊本市事業主・熊本駅西土地区画整理事業該当地区内に設置した位置・計画中・のわかる資料図式等

(4) 沿道の背後地に騒音の影響が及ばないように、道路沿道にビルなどの騒音の伝搬を遮断する施設の配置を検討している地域・位置等のわかる資料図式等

別 紙

諮問第 13 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「熊本市事業主、熊本駅西土地地区画整理事業 18. 1 h a の該当地区内に、民間企業が 400 台収容の立体駐車場を新設、施行中である。この事に関連して、熊本市環境基本条例に関連する文書」（以下「本件文書Ⅰ」という。）、「熊本市公共事業環境配慮指針（2009 年 10 月 1 日施行）の中の、環境配慮技術 23. 交通網の整備により交通量の分散化、交通量の円滑化を図る。に関連する文書」（以下「本件文書Ⅱ」という。）及び「熊本市公共事業環境配慮指針の中の環境配慮技術 25. 周辺への大気汚染や騒音による影響を低減する。に関連する文書」（以下「本件文書Ⅲ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

熊本市、熊本駅周辺整備事務所、熊本駅西土地地区画整理事務所が公共工事主幹事業主であるが、何もしていない、不作為を続けていても構わないとは到底考え難い。熊本市環境基本条例理念に基づき、工事該当地区 18. 1 h a の中に新設する、400 台収容立体駐車場に対して、その事業者民間企業との市と事業者との話し合いや、事業者からの資料の提出を行って、その周辺に、換地指定、再築、一戸建て、一般宅地として地権者を日常生活させる公共工事を施行中であるから、住民、病院等への環境影響、健康被害等への予防医学的見地からの環境配慮を実施するのは、熊本市公共工事事業主の責務である。よって、「不存在」を取り消して「存在・当該資料交付」を即、実施して頂きたい。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

熊本駅西土地地区画整理事業は、熊本市、熊本駅周辺整備事務所、熊本駅西土地地区画整理事務所が、その事業主である事を再確認して頂きたい。当該地区18.1haの中に、計画人口1,450人を居住させる計画も、熊本市、熊本駅周辺整備事務所、熊本駅西土地地区画整理事務所の責任に於て計画施行中である。にも拘らず、その該当地区に、民間企業が400台収容立体駐車場新設しても、第2次熊本市自治基本条例理念、熊本市環境基本条例理念、熊本市公共事業環境配慮指針理念等、に基づく熊本市公共事業環境行政工事執行職員が、遵法しなくても良い、との理論、根拠が何処からの発想なのか、全く不可解な熊本市政、協働、参画等のまちづくり理念である。即刻、「不存在」を取り消して、「存在・該当資料の交付」を施行して頂きたい。

(3) 本件文書Ⅲの存否について

熊本市事業主、熊本駅西土地地区画整理事業の公共工事主は、「熊本市事業主」である事を忘却している事を再確認して頂きたい。新幹線熊本駅前の乗降客、車の洪水氾濫、等を誘導させる公共工事を施行しているのは、「熊本市事業主」であり、その近隣周辺に換地指定、再築、一戸建て、一般住宅用地での地権者を、居住、日常生活をおくらせる、事業工事遂行している公共事業主が、一戸建て居住住民・病院・等の近隣に、400台収容立体駐車場が新設建設されても、それは、民間企業が勝手に建設しているので、設計協議も必要ない、居住市民への日常生活環境影響も知ったことでは無い、住民への車の大気汚染、排気ガスによる予防医学的予測の健康被害等への環境影響調査説明責任など知ったことでは無いと、市民の見地では受けとめられる。不存在はあり得ない、存在する筈であり当該資料交付とする答申が出る筈であると確信します。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの存否について

異議申立人の請求は、民間企業が400台収容の立体駐車場を新設する事に関連して熊本駅西土地地区画整理事業所として熊本市環境基本条例に基づく協議、確認事項等を行った資料請求であるが、熊本駅西土地地区画整理事業所に許可等を与える権限はないため協議、確認等を行っておらず、その資料は存在しない。

また、熊本市公共工事環境配慮指針を引用して、民間企業が400台収容の立体駐車場を新設する事に関連しての資料請求であるが、熊本駅西土地地区画整理事業の対象地区内にあっても、立体駐車場新設は民間事業者の事業であり、熊本駅西土地地区画整理事業所が民間事業者に対して公共事業環境配慮指針に係る資料の提出等を求める必要はなかった。

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについて

本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを整理、確認すると次のとおりである。

ア 本件文書Ⅰ

熊本駅西土地区画整理事業の区域内において民間企業が建設した立体駐車場（以下「本件駐車場」という。）に関し、熊本市環境基本条例に基づいて作成・取得された文書

イ 本件文書Ⅱ

本件駐車場に関し、熊本市公共事業環境配慮指針に基づき、交通量の分散化及び交通流の円滑化のために作成・取得された文書

ウ 本件文書Ⅲ

本件駐車場に関し、熊本市公共事業環境配慮指針に基づき、周辺への大気汚染や騒音による影響を低減するために作成・取得された文書

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの存否について

本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが存在しないとする実施機関の説明は前記4のとおりであり、いずれも十分に合理性を認めることができる。これに対し、申立人の主張は、いずれも実施機関が行った事務事業や判断についての不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められず、不存在であることに不合理性も認められない。

よって、本件文書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲはいずれも存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	大	江	正 昭
委	員	高	木	絹 子
委	員	馬	場	啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 22 年 9 月 21 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 22 年 10 月 18 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 22 年 11 月 24 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 23 年 10 月 3 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 11 月 4 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 11 月 28 日	諮問の審議を行った。
平成 24 年 1 月 23 日	諮問の審議を行った。
平成 24 年 2 月 24 日	答申（案）の審議を行った。